

## 藤井かつひこ県議（相模原市南区選出）の一般質問と答弁

\*一問一答形式に編集

（文責：日本共産党神奈川県議団）

### 【1】教育・福祉の充実と財源

- (1) 県立高校予算における公費と私費の負担区分と公費予算の増額
  - ア) 学校図書館図書整備費
  - イ) 物品購入や改修工事など教育環境整備
- (2) 地域に県立高校がなくなることの影響
- (3) 介護職員等の処遇改善への県の取組
  - ア) 介護人材不足を解消する県計画
  - イ) 介護職員等の給与引上げ
- (4) 法人二税超過課税の活用

### 【2】“住まいは人権”を貫く県政

- (1) 住宅セーフティネットの中核としての県営住宅
  - ア) 生活困窮等への配慮
  - イ) 空き家対策としての入居者資格の拡充
  - ウ) 修繕負担区分の見直し及び浴槽給湯設備設置の県負担
- (2) 原発事故避難者の生活保障



### 【1】教育・福祉の充実と財源

#### (1) 県立高校予算における公費と私費の負担区分と公費予算の増額

##### ア) 学校図書館図書整備費

藤井議員：日本共産党の藤井克彦です。

前回、昨年9月14日、代表質問を終えた直後、この議場でちょっとした事件が起きました。そのことについての適切な対応がないまま本日この場での質問の機会を迎えたことは残念であります。県民の負託を受けた者として、県民の声、思い、願いを県政に生かすべく、日本共産党神奈川県議会議員団の一員として、通告にもとづき、これまでどおり正々堂々、一般質問を行います。

第一の柱は、教育・福祉の充実と財源、まず、県立高校予算における公費と私費の負担区分と公費予算の増額、学校図書館図書整備費についてです。

神奈川県の県立高校図書館図書整備費の予算は2018年度は1校あたり14万1千円とのことですが、他の都道府県は、2017年度議会局の調査によれば青森169万9000円、岡山110万円、沖縄100万円など100万円以上が5県あり、図書購入の予算が「有る」と答えた32道府県の平均額は約65万円で、神奈川県の図書費予算額はダントツに少ない状況が確認されています。

日本共産党県議団として岡山県を視察し、県立高校の図書費予算額を尋ねた際、岡山県の方が「少なくても恥ずかしいのですが年間100万円ほどです」と答えられ、私たちがビックリして「神奈川県は14万円です」と伝えると、「それは月額ですか？」と聞き返されてしまったということもありました。

一方で、各学校では「PTA図書費」という徴収金が集められています。2018年度に各学校で集められた金額を調べていただいたところ、1学年生徒について135校が「PTA図書費」というかたちで徴収しており、最高額が4200円、最低額が1200円、平均額が2182

円という状況でした。この 135 校について、各学校の 1 学年の「PTA 図書費」に 5 月 1 日現在の全生徒数を乗じた金額の総計を仮に「私費図書費の総額」とすると、約 2 億 5000 万円になります。

これに対して、135 校の公費図書費の総額は 14 万 1 千円掛ける 135 校で約 1900 万円で、私費図書費は公費図書費の 13 倍という姿になります。これでは私費への依存があまりにも大きすぎるのではないのでしょうか。

そこで教育長に伺います。「PTA 図書費」が公費図書費の約 13 倍にもなっているのかのような現状があるなかで、図書整備における公費私費の負担区分についてどう考えているのか、公費予算を大幅に増額し、私費に依存しすぎている状況を抜本的に改めるべきと考えますが、見解を伺います。

**桐谷教育長：**教育関係についてお答えします。県立高校の学校図書館の図書整備費についてです。

図書整備における公費・私費の負担区分については、平成 26 年 2 月に県教育委員会が定めた公費・私費の負担区分に係る運用基準に基づき、各県立高校で運用しています。具体的には、図書の購入にあたっては公費予算の範囲内での執行を優先し、生徒の趣味や要望に関わる書籍等について私費による負担ができるとしています。

各県立高校ではこうした基準により、授業を効果的に進めるための図書や生徒の読書活動に資する図書について計画的に購入しています。今後とも必要な予算の確保に努めてまいります。

#### イ) 物品購入や改修工事など教育環境整備

**藤井議員：**次に、物品購入や改修工事など教育環境整備についてです。

県は「県立学校の物品購入や改修工事など教育環境整備の資金に充当する」ためとして『神奈川県まなびや基金』を設置し、寄付を募っています。実際にどのように使われてきたか見てみると、「トイレ改修」「窓ガラス飛散防止フィルム」「門扉改修」「空調設置」「廊下床改修」「体育館床改修」「武道館床補修」「L L 教室改修」「教室扉等の交換」「ロッカー購入」「黒板張り替え」など、本来公費で対応すべきものではないかと思うものが多々見受けられます。

この『神奈川県まなびや基金』は、寄付のやり方として、活用する学校を指定する寄付と学校を特定しない寄付と二つのタイプがありますが、現状は活用する学校を指定するタイプの寄付がほとんどであると聞いております。そんななかで、本来公費で対応すべき内容の環境整備に『神奈川県まなびや基金』が充当されているという現在の状況が続いていくと、学校の方からOB会などに「〇〇（何々）を修理したいから寄付をお願いしたい」と要請するようなことにつながっていくのではないかと懸念するところです。

他の県を見てみると、たとえば埼玉県は『教育環境整備基金』を設けて寄付を募っていますが、基金は「特色ある学校教育の推進」に活用するものとして、通常の施設整備は公費で対応すべきとして基金は充当しないことを明確にしています。基金を充当する事業として適切かどうかを選定委員会で審査され、適切と判断された事業に充当されることとであります。

そこで教育長に伺います。教育環境整備における公費の負担区分を明確にし、「まなびや基金」への寄付のうち、「充当先の学校を指定して行う寄付」については公費で行うべき整備には充当しないことを原則とし、公費予算を大幅に増額して対応すべきと考えますが、見解を伺います。

**桐谷教育長：**次に物品購入や改修工事など教育環境整備についてです。

県立学校の教育環境の整備については、新まなびや計画の推進など必要な予算を確保し重点的に取り組んでいます。

一方、まなびや基金には、個人や企業に加え母校の教育環境の充実に対して同窓会などからも多くの寄付をいただいています。そうした寄付金については、寄付者の意向に沿った施設の整備や備品の購入など、学校と十分調整した上で教育環境整備に活用しています。

今後も教育環境整備にあたっては必要な予算の確保に努め、しっかりと取り組むとともに、引き続き寄付者の意向を尊重し寄付金の活用を図ってまいります。

#### <再質問>

**藤井議員：**まず、教育長に再質問いたします。

県立高校予算学校図書館図書整備における現在の公費と私費の負担のあり方を、適切とお考えになっているのかということ伺います。

また、今議会に提案されている2019年度当初予算案の中では、いくら計上されているのか伺います。

**桐谷教育長：**再質問にお答えをいたします。

最初に図書費でございますが、31年度の予算は総額で2395万3千円、30年度は2038万7千円ですので、一定の増額はさせていただいております。

それから、これが妥当かどうかということでございますが、これまで公費・私費の負担区分に基づいて学校等のご要望もいただきながら予算を組んできております。そうした点で、私自身として今回こういう形で上げさせているということは、これからも必要な予算については確保してまいりたいということでございます。

#### (2) 地域に県立高校がなくなることの影響

**藤井議員：**次に、地域に県立高校がなくなることの影響についてです。

神奈川県は2000年度から2009年度までの10年間に実施した『県立高校改革推進計画』で166校から142校へと高校数を削減し、さらに、今進めている『県立高校改革実施計画』で2016年度から2023年度までの第Ⅰ期・第Ⅱ期の8年間で134校へと削減する、さらに、その後第Ⅲ期の4年間にも何校か削減するとされています。

県立高校は求められていないのか。2018年度は全日制の募集定員43,000人余りに対して51,000人余りが受験して、8000人余りの生徒が不合格となり、県立高校を志望しながらもその願いを実現できなかったということでもあります。

相模原市では南区で2010年に新磯高校が廃止され、2020年には旧相武台高校、現相模原青陵高校が廃止されることになり、地域住民は「近くで通える県立高校がなくなってしまった。遠くなると通学が大変になり交通費もかかる」「子どもの学力に対応した県立高校には遠く、私立を選択せざるを得ないが経済的に負担が大きい」などの声が寄せられています。

県立高校の統廃合が始まる前で学区制が敷かれていた1999年当時、相模原南部学区には9つの県立高校がありましたが、今回の「県立高校改革実施計画第Ⅱ期」の統廃合完了後の2024年度には、44%に当たる4校が廃止されて5校になってしまいます。旧相模原北部学区の緑区でも、2022年度に相模原総合高校が廃止されることが示されています。2019年1月4日付読売新聞は、学校統廃合の課題として「通学時間・距離の増加」「高校がなくなった地域の活力低下」などが挙げられていることを報じています。

そこで教育長に伺います。「県立高校改革」による統廃合で学校数が減少し、また今後も減少することの影響、たとえば生徒の通学時間や交通費など、通学の負担や進路選択への影響をどう把握しどう考えているのか、伺います。

**桐谷教育長：**次に、地域に県立高校がなくなることの影響についてです。

県教育委員会では、中学校卒業生数が今後とも減少していく見込みであることから、県立高校の再編統合に取り組んでいます。平成28年1月に策定した県立高校改革実施計画では全県を5つの地域に区分して、生徒の通学利便性などに配慮した適正な配置に努めながら、I期計画で10校1分校を対象に再編統合を進めています。

こうしたなか、通学範囲を見ると、現在高校に学区はありませんが、全日制普通科への進学者の約9割が出身中学校が所在するかつての学区、または隣接する学区の高校に進学しています。また、全日制高校における生徒の片道の通学時間は3割強が30分以内、8割強が1時間以内となっており、これらはI期計画策定前と変わっていません。

さらに、進路選択については単位制普通科や専門学科など様々なタイプの高校を各地域にバランス良く配置して、中学生の進路希望に配慮しています。

今後ともこうした点を十分に勘案しつつ、必要な定員数、適正な学校規模を確保しながら再編統合を進めてまいります。以上でございます。

#### <再質問>

**藤井議員：**次に、地域に県立高校がなくなることの影響についてですが、通学の負担についてですが、最初の統廃合前の1999年当時との比較したデータはあるのかということと、また、旧相模原南部学区に居住する生徒の通学の負担がどう変わっているのかということ、そういう比較したデータはあるのか、伺います。

**桐谷教育長：**それから、再編統合の関係でございますが、今回の通学時間を出しましたのは各学校が持つすべての学校要覧から時間を取っております。ということは、南部学区においても立地計画策定以前との差は生じていないというふうに理解をしております。

それから、前回の再編統合を行いました計画からの経年的なデータは取っておりません。以上でございます。

#### <意見・要望>

**藤井議員：**意見要望を述べます。

まず、県立高校の図書費ですけれども、新年度では予算アップしているということで、各校当たりだいたい2万5千円ぐらいになるのでしょうか。これは、この間日本共産党県議団が文教常任委員会等で増額を求めてきたことが反映されたものと受け止めますけれども、それでも32道府県の中では31位から30位に順位が一つ上がる程度です。公費予算のさらなる増額、大幅増額を求めます。

次に、県立高校がなくなることの影響ですが、統廃合前の1999年当時との比較ができないということではありますが、通学時間や交通費がかかるからやむを得ず行きたい高校を諦めざるを得なかったというようなケースは、数字には表れません。それから、旧相模原南部学区に居住する生徒、住所から追っかけて通学の負担がどうかということ、分かれば一番いいんですけども、それもなかなか困難かなというふうに思います。

この旧相模原南部学区は9校が5校に減ることですが、特に新磯高校が相武台高校に統合されて廃校になったら、次はその統合校である名前を変えた相模原青陵高校が、今回は弥栄高校に統合されて廃校になってしまう、地域にとってはショックが大きいので

あります。

進路選択への影響についても、様々なタイプの学校を地域にバランスよく配置との答弁でしたけれども、共通のタイプ、普通の標準的な学校が地域にバランスよく配置されるのであればいいんですけれども、様々なタイプが、となると、希望するタイプの学校が近くにあるとは限らないということになります。

やはりこの統廃合は、学校の大規模化をもたらして様々な弊害を生じさせ、一人ひとり行き届いた教育に逆行するということを、この間議論してまいりました。8千人もの生徒が県立高校への志望がかなわず定員枠からはみ出してしまっています。15の春を泣かせないために、これ以上県立高校を減らすことはやめるべきだと思います。

### (3) 介護職員等の処遇改善への県の取組

#### ア) 介護人材不足を解消する県計画

**藤井議員**：次に、介護職員等の処遇改善への県の取り組み、まず、介護人材不足を解消する県計画についてです。

介護人材は全国的に2025年度に必要とされている人数に対して大幅に不足するとされ、神奈川県では21,000人が不足する見込みであるとのこと。そうであるなら、その不足を解消する計画を立てて着実に実施していくことが必要です。

そこで知事に伺います。県として、2025年には21,000人が不足することが見込まれている介護人材を確保するために、数値目標を示した年次計画を進めるなど、具体的にどう取り組んでいるのか、伺います。

**黒岩知事**：藤井議員のご質問に順次お答えしてまいります。教育・福祉の充実と財源について何点かお尋ねがありました。まず、介護職員等の処遇改善への県の取組についてです。初めに、介護人材不足を解消する県計画についてです。

国によりますと、本県では2025年度末までに約2万1千人の介護人材が不足すると見込まれています。そこで、県ではこれまで就職相談会や職場体験などの多様な人材の確保、中堅介護職員のキャリアアップ支援などの資質の向上、経営者向けセミナーなどの労働環境等の改善を3つの柱として、介護人材の確保と定着に取り組んできました。

これにより、介護職員が平成26年度では約12万1千人であったのに対して、平成28年度には約13万5千人となり、約1万4千人増加しています。

さらに、来年度からは介護の在留資格を目指して来日する外国人留学生の受け入れ環境の整備や、退職を控えたアクティブシニア層に退職後の活躍の場として介護の分野をアピールするなど、さらなる人材の確保を図りたいと考えています。

県としては引き続き県内の介護職員数を把握しながら、こうした取組を毎年着実に進めることにより、必要な介護人材の確保を図ってまいります。

#### イ) 介護職員等の給与引上げ

**藤井議員**：次に、介護職員等の給与引き上げについてです。

介護職員の給与は依然として全産業平均より著しく低く、離職が後を絶たない状況が続いています。給与の引き上げは、介護人材を確保する上で避けて通れない課題です。

政府は、2017年12月に策定した「経済政策パッケージ」のなかで、勤続10年以上の介護職員に月額8万円の処遇改善を介護報酬に加算するかたちで、2019年10月から実施する方針を示しました。一部を経験の浅い介護職員や介護以外の職種の賃上げに使うことも認める、また障がい福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行うこととされて

います。

仮にこの政府の新たな処遇改善が実施されたとしても、勤続 10 年未満の介護職員や介護以外の職種の給与引き上げなどを考えれば、それだけで十分とは考えられません。そうした国の新たな処遇加算を補うかたちで、介護職員等の給与を引き上げるための県独自の上乗せ措置を講ずることは有意義であると考えます。一人あたりいくら上乗せするか、その金額に対象人数を乗じた金額が財源として必要になります。

そこで知事に伺います。県内の介護職員は政府統計等から何名と推計できるでしょうか、伺うとともに、勤続 10 年未満の介護職員や介護以外の職種の給与を引き上げるために県独自の上乗せ措置を講ずる考えはないか、見解を伺います。

**黒岩知事：**次に、介護職員等の給与引き上げについてです。

まず、県内の介護職員数ですが、国が毎年実施している介護サービス施設事業所調査によりますと、平成 28 年度で約 13 万 5 千人となっています。

次に、介護職員等の給与への県独自の上乗せ措置についてです。介護職員等の給与は職員配置の基準などを踏まえて、介護保険の中で介護報酬として定められています。来年度予定している消費税率引き上げに伴う介護報酬の改定では、介護職員のさらなる処遇改善を進めるための加算が創設される予定です。新たな加算では介護職員以外の職種の賃金改善に充当できるなど、柔軟な運用が可能となっています。

こうしたことから、県独自に給与の上乗せをすることは考えていません。県ではすべての事業所で加算を確実に取得できるよう、引き続き事業者を支援し介護職員等の処遇改善を図っていきたいと考えています。

#### <再質問>

**藤井議員：**次に、介護職員等の処遇改善への県の取組について、知事に再質問いたします。

数値目標を示した年次計画は特に必要ないのだろうかということと、現在の県の取組でこの 2 万 1 千人の不足を解消することができるとお考えなのか、見解を伺います。以上です。

**黒岩知事：**再質問については、局長から答えさせます。

**香川福祉子どもみらい局長：**介護人材の不足の件ですが、本県では神奈川高齢者保健福祉計画において 2025 年度に不足すると見込まれる介護人材の確保を目標に位置付けております。この目標に向けて必要な介護人材の確保を図るための事業計画を策定し、地域医療介護総合確保基金を活用するなどして取り組みを進めていくところでございます。以上です。

#### 《意見・要望》

**藤井議員：**次に、介護職員等の処遇改善ですけれども、介護職員 13 万 5 千人という数字が出ました。それをベースに月額 1 万円を 12 カ月上乗せするということになる、160 億ちょっとということかなと思います。法人二税の超過課税の財原との関係では可能な金額ということになります。介護職員をはじめ福祉の担い手の給与引き上げに神奈川県が先頭に立って取り組む、その姿勢を示すことは重要であると考えます。以上です。

#### (4) 法人二税超過課税の活用

**藤井議員：**次に、法人二税超過課税の活用についてです。

現在、法人県民税・法人事業税の超過課税が2015年11月から2020年10月までの5年間、「災害に強い県土づくりの推進」「東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備」の財源として実施され、税収規模としては5年間で900億円、年間180億円が見込まれています。近年の実績は年間200億円を超え、2019年度当初予算案では234億円が計上されています。

この超過課税は、1975年度に高校就学適齢生徒の急増対策として、県立高校100校建設計画の財源に充当するものとして始められました。その後5年ごとに活用施策が見直されてきましたが、年間200億円もの財源を確保してどのような施策の充実を図るのか、極めて重要な問題であると考えます。

そこで知事に伺います。法人二税超過課税を2020年11月以降も継続するとともに、その財源を介護職員等の給与引き上げ、さらには障がい者福祉、保育、学童保育など福祉の担い手の給与引き上げ・処遇改善に思い切って活用してはどうかと考えますが、見解を伺います。以上です。

**黒岩知事：**次に、法人二税超過課税の活用についてです。

本県では大都市圏特有の財政需要に対応するため、法人県民税、事業税について超過課税を実施し、その税収を生活環境や都市基盤の整備等の財源として活用をしてきました。平成27年度からの5年間は県民の安全安心の確保や県内経済の活性化を図るため、災害に強い県土づくりの推進と東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備の税源として活用しています。

現行の制度は再来年の10月末が適用期限となっていますので、今は活用目的を含め超過課税の継続について検討する時期とは考えていません。超過課税は特別な税負担を求めるものでありますので、活用目的や負担水準について納税者である法人企業の皆様のご理解をいただくことが大変重要です。

超過課税の検討にあたっては、県として対応すべき行政課題をしっかりと見定めた上で、法人企業の皆様のご意見を踏まえる必要があると考えています。私からの答弁は以上です。

## 【2】“住まいは人権”を貫く県政

### (1) 住宅セーフティネットの中核としての県営住宅

#### ア) 生活困窮等への配慮

**藤井議員：**第二の質問は“住まいは人権”を貫く県政について、まず住宅セーフティネットの中核としての県営住宅、生活困窮等への配慮についてです。

国土交通省は2018年3月30日付で『「公営住宅管理標準条例（案）について』の改正について』を各都道府県知事、政令指定都市の長に送付しました。民法改正や公営住宅を取り巻く最近の状況を踏まえての22年ぶりの改正とのこと。

そのなかで国土交通省は、入居者条件の説明中に例示されていた「国税・地方税を滞納していない者であること」の記載を削除しました。その理由を「入居希望者の事情は様々であり、税を滞納している場合であっても配慮すべき場合もあると考えられること」を挙げています。

また、家賃の減免又は徴収猶予の説明中に、民生部局との十分な連携を追記しました。その趣旨を「家賃の滞納が生じた場合に、民生部局とも連携して、収入等の状況や入居者の個々の事情を十分に把握し…必要に応じて家賃減免等の負担軽減措置を講じるなど、入居者の事情に配慮した適切な対応…が重要である」と説明しています。

いずれも、住宅セーフティネットの中核である県営住宅について、入居希望者や入居者の生活実態に即した適切な対応を促すものとして重要です。

そこで知事に伺います。国土交通省の「公営住宅管理標準条例(案)」の改正を踏まえて、県民の生活困窮等に配慮した対応として、県条例で定めている入居者資格のうち、個人の県民税及び市町村民税を滞納していない者である旨の規定を削除すること、また家賃滞納者への対応において民生部局との十分な連携をはかることについて、見解を伺います。

**黒岩知事：**“住まいは人権”を貫く県政についてお尋ねがありました。まず、住宅セーフティネットの中核としての県営住宅についてです。はじめに、生活困窮等への配慮についてです。

県の条例では、県営住宅の入居者資格として個人の県民税や市町村民税を滞納していないこととの規定があります。この規定は県営住宅が税金によって整備されていることから、その入居者については税金を滞納していないことを要件としています。このため、入居者資格の要件を削除する考えはありません。

また、県営住宅の入居者のうち、家賃の滞納が長期化している方については、民生部局と連携して個々の事情を把握した上で、家賃を分割で支払うことや生活保護制度の利用を促すなど、今後も民生部局と十分に連携していきます。

#### イ) 空き家対策としての入居者資格の拡充

**藤井議員：**次に、空き家対策としての入居者資格の拡充についてです。

これまで公営住宅の入居者資格については、「現に同居し、又は同居しようとする親族があること」とされ、単身での入居が認められる例外は高齢者と障がい者のみに限られていました。これが今回の改正で『公営住宅管理標準条例(案)』から削除され、60歳未満の単身世帯の入居を排除しないことが改めて明確にされました。

これは2011年の法改正の内容が反映されたものですが、県営住宅への単身者の入居について、高齢者や障がい者に限定されることなく広げることが、県営住宅が住宅セーフティネットの中核としての役割をこれまで以上に果たしていくことが期待できます。

一方、県はこれまで、「単身者の入居については・・・高齢単身者のニーズが高い」ことを理由に、入居資格者の60歳未満一般単身世帯への拡充は見送ってきました。

しかし、今県営住宅の空き家増加が大きな課題になっています。そのなかで、高齢者が「4階や5階でエレベーターがない」「団地内の敷地の勾配がきつい、高低差がかなりある」などの理由で入居をためらうことが少なくないのではないのでしょうか。そのような、いわば高齢者と競合しないと思われる団地・住戸について、60歳未満単身者を入居対象者に含めて募集をしてみることは、空き家の増加を食い止め少しでも減らしていく上で、有効なのではないのでしょうか。

そこで知事に伺います。入居者資格について、同居親族要件の規定を削除し、高齢者や障がい者に限らず60歳未満単身者に広げることが、「4階や5階でエレベーターがない」など高齢ゆえに入居をためらう空き家要因への対策として有効であり、行うべきと考えますが、見解を伺います。

**黒岩知事：**次に、空き家対策としての入居者資格の拡充についてです。

高齢者や障がい者などの単身者については、民間賃貸住宅のオーナーに拒否感があることもあり、県営住宅へのニーズが依然として高い状況です。

一方、60歳未満の単身者については、ワンルームなど低廉な民間賃貸住宅の募集が数多くあるため、入居者資格を見直して60歳未満の単身者に広げることが考えていません。

なお、エレベーターがなく老朽化が進んだ4階や5階の空き家対策については、建て替えによる抜本的な対応が必要であり、今後建て替えを積極的に推進していきます。しかし、建て替えまでには長い期間が必要となるため、適切な維持管理に努めるとともに、これまでの抽選により入居できる定期募集に加えて、先着順で入居できる常時募集を実施するなどの工夫をし、入居者の確保に努めていきます。

#### ウ) 修繕負担区分の見直し及び浴槽給湯設備設置の県負担

藤井議員：次に、修繕負担区分の見直し及び浴槽給湯設備設置の県負担についてです。

2017年の民法改正で、賃貸借契約における原状回復義務について、借主に責任のない通常使用による損耗や経年劣化などについては、原状回復義務がないことが明記されました。

この民法改正を受けて国土交通省が「賃貸住宅標準契約書」を見直し、UR都市機構は修繕負担区分を見直して、これまで借り主負担としてきた81項目の約8割をUR負担として借り主負担を大幅に軽減しました。県営住宅についても、借り主負担を軽減する方向での見直しを検討する必要があると考えます。

また、県営住宅の古い住戸は浴槽と給湯設備の設置と撤去が入居者の負担とされており、入居者にとっては大きな負担となっています。この間の空き家急増の要因の一つとも考えられます。

このことについて、東京都住宅供給公社は、一般賃貸住宅について風呂釜・給湯設備は公社の負担で取り替えるようこのほど改めたと伺いました。東京都住宅供給公社はこの措置について、浴槽給湯設備が民間賃貸住宅の一般的な付属設備となっており、居住の安定確保、居住ニーズへの対応の観点からも公社側の負担としたと説明しています。

神奈川県県営住宅についても、こうした転換が図られるべきと考えます。なお、神奈川県住宅供給公社の賃貸住宅については、浴槽給湯設備は公社の負担で取り替えるとのことでもあります。

そこで知事に伺います。民法改正を受けて、県営住宅の修繕負担区分について、借り主負担を軽減する方向で見直す考えがないか、また、入居者の重い負担となっている浴槽給湯設備の入居時の設置や退去時の撤去については、県負担に改めるべきと考えますが、見解を伺います。

黒岩知事：次に、修繕負担区分の見直しおよび浴槽給湯設備設置の県負担についてです。

2020年4月に施行される民法の改正により、賃貸住宅の通常の使用による畳などの損傷について、借主は原状回復をしなくてよいこととなります。

しかしながら、県営住宅については民間の賃貸住宅とは異なり、特に低廉な家賃で住宅を提供する必要があるため、家賃には原状回復に要する費用などは含めていません。このため、退去時の原状回復については、これまで通り入居者の負担をお願いしていきたいと考えています。

また、老朽化の進んだ相当古い住宅については浴槽や給湯設備がないため、入居者の負担で設置と撤去をお願いし、入居いただいています。こうした入居者の負担をなくしていくためにも早期に建て替えを推進していきたいと考えています。

#### <再質問>

藤井議員：県営住宅について個人の県民税および市町村民税を滞納していることについて県営住宅入居の門戸を閉ざさないように改めるということについて、答弁は、そういうふうには考えないということでありました。

しかし、たとえばですね、事業に失敗して様々な債務を整理して再スタートを期してい

る人もいます。そんな人は税金を滞納してしまい、納税相談などを経て滞納額を返済していくための計画を立て、月々の返済額を必死に納めています。そういう人たちこそ公営住宅を必要としているという場合もあります。

そこで知事に再質問です。国土交通省が入居希望者の事情は様々であり、税を滞納している場合であっても配慮すべきもあると考えられると、昨今の状況を考えてこういうことを改めてきたという趣旨をどう受け止めているのか、伺いたいと思います。

**黒岩知事：**再質問にお答えいたします。

第一問目の県営住宅の件につきましては、先ほど申し上げた通りであります。後ほど局長から答弁させます。

**鈴木県土整備局長：**再質問にお答えします。国の標準条例案について、どう受け止めているかというご質問でございます。

国は、入居希望者の事情は様々で、税を滞納している場合であっても配慮すべき場合もあることから、滞納に関する記述を削除しましたが、一方で、事業主体が地域の実情を総合的に勘案して判断することが必要ともしております。

こうしたなか、滞納していないことを入居者資格の要件として規定しているのは全国 47 都道府県のうち 22 県と約半数であります。本県としては平成 29 年度の応募倍率が約 5 倍と高い状況にあること、また県営住宅は税金によって整備していることから、現行の規定を削除する考えはございません。以上です。

#### 《意見・要望》

**藤井議員：**意見・要望を述べたいと思います。

まず、住宅セーフティネットの中核としての県営住宅、空き家対策としての入居者資格の拡充について、県民の貴重な財産である県営住宅を有効に県民に利用してもらうために、空き家が多い中で意欲的にいろいろ試行錯誤しながらやってみることが大切だと思います。

条例上、入居資格者を 60 歳未満の一般単身世帯に拡充した上で、個々の団地や住戸への募集にあたっては高齢者枠や高齢者優先枠を設けるなどして、高齢単身者の高いニーズに応えることと、入居者資格を一般単身者に拡充するということが両立できるはずだと考えます。その他のこの県営住宅の問題は、引き続き委員会などで詰めていきたいと思っています。

#### (2) 原発事故避難者の生活保障

**藤井議員：**次に、原発事故避難者の生活保障についてです。

県は、東京電力福島第一原発事故で政府の避難指示区域外から県内に避難している人たちへの家賃の一部補助を、3 月末で打ち切る方針を示しています。

この家賃補助は、「区域外避難者の住宅無償提供」が 2017 年 3 月末で打ち切られたなかで、福島県が独自に一定の収入以下でかつ妊婦・子どもがいる世帯や障がい等の事情がある世帯に 2 年間の家賃補助を行うとしたことに対応し、神奈川県として上乗せ補助するものでした。2018 年度当初予算では 1500 万円で、95 世帯がこの家賃補助を受けているとのことですが、福島県が家賃補助を 2019 年 3 月末で打ち切ることに合わせ、神奈川県も打ち切るとのことです。

しかし、そもそも「区域外避難者の住宅無償提供」が 2017 年 3 月末で打ち切られたこと自体原発事故被害者を切り捨てるものであり、問題です。この住宅提供打ち切りと合わせ、

福島県は県内への避難者数から「区域外避難者」を除きました。「住宅支援が終わったのでカウントから外した」と説明し、住宅支援が終われば避難者ではなくなるという扱いです。

この住宅無償提供は、「区域外避難者」にとってほとんど唯一の支援策でした。自己責任による避難として扱われ、東京電力の賠償もほとんどされていないのが実態です。母子避難、二重生活など、多くの方が経済的困難を抱えています。「福島にいれば安定した生活を送れた。地域に信頼できる知人もいた。生活設計が変わってしまった。」「家族の健康を守るために避難した。住民票は、移してしまうと何の支援も受けられなくなるので、福島に残してある。非正規の仕事しかなく、経済的困難に直面している」「避難生活が8年になり、つらい。そろそろ力が尽きそう」など、切実な訴えが寄せられています。

2012年施行の子ども・被災者支援法は「支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援する」(第2条第2項)とうたっているのに、国はそれに見合う施策を行っていません。

逆に政府は、避難指示区域とそれ以外を乱暴に線引きし、賠償も支援も格差をつけたことで、福島県民は分断され大きな苦しみを背負いました。避難した人も、しなかった人も苦渋の選択です。生業(なりわい)も住まいも失う人。放射能被害への対応をめぐる、地域でも家族の中でも分断が起きる事態が生じました。

このような苦しみをつくったのは原発事故です。一昨日、2月20日に、原発避難神奈川訴訟についての横浜地裁判決が出され、国と東電の責任を認めました。全国で起こされているこうした集団訴訟の一審判決が出された8件は東電の責任をすべて認め、そのなかの国を被告とした6件のうち横浜地裁を含めた5件が、「国と東電は津波を予見し、事故を回避することができた」などと国の責任を認めたのです。

住宅提供は原発事故という東電と国の加害に対して行われる当たり前のことで、『支援』という性格のものではありません。きちんと賠償として対応すべきものです。国と東電は被害者を分断する線引きや切り捨てをやめ、すべての被害者の生活と生業が再建されるまで責任を果たすべきです。

神奈川県が家賃補助を上乗せしてきたことは、原発事故の被害者に寄り添う対応として、重要なことと考えます。その姿勢を今後も貫き、さらに前へ進めることを求めるものです。

そこで知事に伺います。原発事故による放射能汚染から避難し、「区域外避難者」として生活困窮に直面し今後の見通しを持たずにいる方々に寄り添い、県独自におこなってきた家賃補助を継続するとともに、国と東京電力にたいして、原発事故避難者の生活を保障するよう求めるべきと考えますが、見解を伺います。以上です。

**黒岩知事：**最後に、原発事故避難者の生活保障についてです。

県では福島県からの区域外避難者、いわゆる自主避難者にしっかりと寄り添う観点から、福島県の補助制度に上乗せする形で2カ年の措置として家賃補助を行ってきました。

福島県の家賃補助制度は今年度で終了となります。そのため、福島県の補助制度を前提としていた本県の補助も終了せざるを得ませんが、県では引き続き神奈川避難者見守り隊による相談や情報提供など、避難者に寄り添ったきめ細かな支援を継続してまいります。

また、自主避難者が一日も早く故郷へ帰れるよう、本県では全国でもダントツの数となる任期付き職員を被災地に派遣し、復興支援を行っています。県としてはこうした全国でも類を見ない取組を通じて、今後も被災地への支援に取り組んでいきます。また、全国知事会では、すでに国に対して東京電力福島第一原子力発電所事故のあらゆる課題は、東京電力任せにすることなく国主導で早期に解決することを提言しています。答弁は以上です。

## <再質問>

**藤井議員：**それから原発事故避難者の生活保障についてですが、2月20日の横浜地裁判決は、東京電力福島第一原発事故の影響で福島県から神奈川県に避難した人に、60世帯175人が国と東電に総額約54億円の損害賠償を求めたことに対して、国と東電の責任を認め、原告175人のうち152人に計約4億1千900万円を支払うよう命じました。

この判決を受けて、この神奈川県内に避難してきた方々に寄り添うという点から、知事の感想や所見、また、国に求めたいことを、具体的にありましたらご見解をお示しください。以上です。

**黒岩知事：**再質問にお答えいたします。

二番目のご質問であります。原発事故、この判決の件であります。一昨日横浜地裁の判決は福島県からの避難者が国と東京電力を相手取った裁判でありますので、その結果について私がコメントする立場にないというふうに思っております。

県としては引き続き神奈川避難者見守り隊などを通じまして避難者に寄り添った支援、これをしっかりと進めてまいりたいと考えております。答弁は以上です。

## 《意見・要望》

**藤井議員：**次に原発事故避難者の生活保障については、やはり原発事故被害に対応した新しい制度の構築が、この日本社会として必要だと考えています。

放射能による損害について、被害者が原発事故との明確な関係を証明できない限り賠償されないということでは、賠償を受けることは極めて困難です。そうでない仕組みづくり、また、生涯にわたっての健康を心配する声に応え、健康診断を受けたいという希望者には生涯どこでもいつでも無料で対応する仕組みづくり、災害救助法の枠内での対応などではなく、原発事故と放射能被害に対して長期間対応する仕組みづくり、そして福島県に帰る人も、福島県に帰れない人、帰らない人も、福島県に住み続けている人も、いずれを選択することも尊重され、それぞれの場で安心して生活できるようにするための支援が行われなければなりません。

原発事故被災住民に帰還か移住かの二者択一を迫るのではなく、避難先と避難元の自治体との結びつきを避難住民に可能にするような二重の地位を補償する二つの制度の新設も提言されています。

一つは、避難元に住民票を残しながら避難先市町村が仮称特例住民として登録する。二つは、移住を選択し避難先に住民票を移した上で避難先市町村が仮称特定住所移転者として位置付ける、こんな提言を日本学術会議が行っています。

あつてはならないことではありますけれども、将来再び起こる可能性を否定できない原発事故、さらには大規模な自然災害にも備えた一般的な制度としても構想するという視点も必要としています。原発事故を体験した世代として、やはりこの原発事故、放射能事故被害、これに対応する社会の仕組みを作らないわけにはいかないというふうに思います。

神奈川県にも横須賀を母港とする米軍の原子力空母がいて、そこに原子炉があるのですから、真剣にそういう点からも考えるべきだと思います。以上で終わります。